

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸市長 川本 雅之

市町村名 (市町村コード)	瀬戸市 (23204)
地域名 (地域内農業集落名)	十軒・本郷地区 (下郷、十軒家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田が中心で、一部に田を埋め立てた畑やハウスがある。消費地に近く、すぐに出荷できる状況のため、立地はよい。愛知用水の水を利用できるのが強みであるが、10月から4月は利用できず、畑作をするにはそれが問題となる。また、慣行農法と有機農業を行う農業者が混在しており、どのように共存していくかが課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

拡大希望のある農業者に農地の集積を目指しつつ、慣行農法と有機農業のエリア分けを進めていく。  
また、権利設定ができていない農地が多いため、順次中間管理事業を通じた利用権設定を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地を区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
拡大希望のある認定農業者を中心に集積を図る。また、慣行農法と有機農業のエリア分けを進めていながら、できる限り集約も図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が定まり次第、順次中間管理機構を通した利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農協と連携して、「瀬戸市農業塾」を実施し、新規就農者の育成を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②慣行農法と有機農業のエリア分けを図ることができるよう調整を行っていく。